

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

子どもがまんなか～みんなで育む子どもの笑顔～

地域の人々の優しさに包まれて子どもが育つ環境づくり，大切な子どもたちの笑顔が街にあふれる地域社会づくり，そして子育てに喜びを感じることができるまちづくりの実現を目指し，前期行動計画では「子どもがまんなか～みんなで育む子どもの笑顔～」を基本理念として決めました。

子育てを支えるすべての施策は，子どもの幸せと健やかな成長を第一に願うものです。子育てについての第一義的な責任は，父母その他保護者が有するという基本的認識に立った上で，その子育てを，家庭，行政，学校，企業，地域が一緒になって「みんな」で支えていく，その理念はこれからも変わることはありません。その中で，子どもたちは家族の大切さや子育ての素晴らしさを自ら感じ，盛岡というまちへの思いを深めながら，次代の担い手となっていきます。

後期行動計画においてもこの基本理念を引き続き掲げ，子育てをまちぐるみで支援するしくみづくりを更に進めながら，子育ての喜びを地域社会全体で実感し，分かち合えるまちづくりを目指します。

2 基本的な視点

本計画の策定にあたっては，次の3つの視点を基本とします。

(1) 子どもの幸せを考える視点

子どもは，様々な家庭環境の中で育てられています。どのような環境でも，子どもの幸せを第一に考え，子どもの生命や人権を擁護し，子どもの利益を最大限に尊重されるよう配慮することが必要であり，さらには，男女が協力し合い育てていくことが重要です。

また，子ども一人ひとりの実情に配慮した取組とともに，すべての子どもと家庭を支援する取組が必要です。

(2) 安心して子育てができる視点

子どもを産み育てることは，同時に長期にわたる親育てです。子どもの心豊かな人間性の形成を促し，やがてはその子どもが自立して新たな家庭を築いていくための取組が重要です。

また，そのためには安心して子どもを育てることができる環境づくりが必要であり，子どもの成長過程や多様なニーズに対応した質の高いサービスを確保しながら，子育てを通じ親と子がともに成長する「子育て」，「親育て」を支援する取組が必要です。

(3) 地域社会みんなで子育てを支援する視点

子育ては、その基本的な責任は保護者にありますが、子どもも社会の一員であり、社会全体で協力し合って子どもの成長を見守り、関わっていくことが大切です。

特に、これからはワーク・ライフ・バランス^(※)の視点に立った働き方の見直しが必要です。

また、子育て支援の活動を行う団体など地域の社会資源の十分な活用に努めながら、地域社会全体で子育てを支える取組が必要です。

3 施策の基本的方向

(1) 地域における子育ての支援

子育てをするすべての家庭が安心して子育てができるよう、支援する環境づくりを進めます。特に、女性の就労率の上昇に伴う潜在的なニーズを踏まえ、待機児童の解消を目指すとともに病児・病後児保育を含めた保育サービスの充実、幼保一元化の動きを捉えた取組、在宅の子育て家庭への支援に努めます。また、児童センターや学校の余裕教室等の社会資源を活用した放課後児童の健全育成を推進します。

さらには、利用者の立場に立ったきめ細かい情報提供に努めるとともに、地域における子育てネットワークの形成を促進します。

(2) 母と子どもの健康の確保・増進

妊娠・出産・子育てを安心してできるよう、各種健康診査や育児相談、きめ細かな育児情報の提供により母子の健康の確保を図るとともに、思春期における心身の健康づくりを推進します。

また、乳幼児期からの正しい食事の摂り方や望ましい食習慣の定着、食を通じた豊かな人間性の育成などを目指し、生涯にわたり育成される食育の基礎を培うための取組とともに、ライフステージごとの取組を推進します。

(3) 子どもの教育環境の整備

次代の担い手である子どもたちが、個性豊かに生きる力を伸ばすことができるよう、学校・家庭・地域がともに教育力を高めることによる社会全体の教育力の向上を図ります。

また、子どもたちが将来、あたたかい家庭を築き、夢を持って子育てできるよう、子どもを産み育てることの喜びを実感できる取組を推進します。

(4) 子育てを支援する生活環境の整備

子育て世帯が安心して快適な生活を営めるよう、子育て世帯に配慮した公営住宅の整備や道路交通環境の充実に努めるとともに、安心して親子で外出できるよう公共施設等のユニバーサルデザインによる環境整備などを推進します。

(5) 職業生活と家庭生活との両立の推進

仕事と子育ての両立の実現を図るため、関係機関や団体と連携しながら、事業者や労働者の理解が得られるよう、意識啓発等をより積極的に推進します。

(6) 子どもの安全の確保

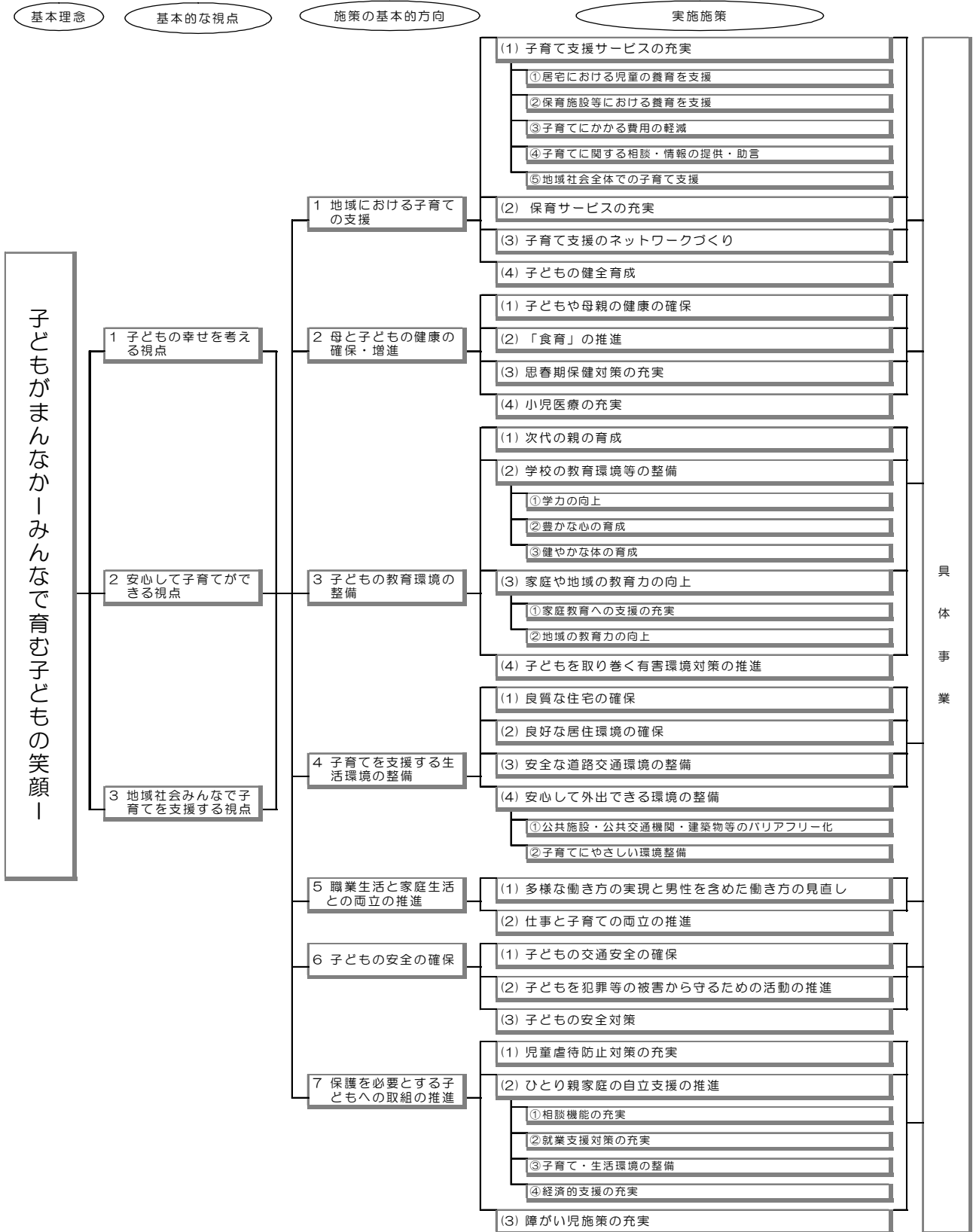
子どもを事故や犯罪、情報化の進展に伴う有害環境等から守るための取組を推進します。また、交通安全の確保や公園等の遊具の点検、修繕による環境整備を進めるとともに、関係機関と連携した情報提供や広報啓発活動を推進します。

(7) 保護を必要とする子どもへの取組の推進

児童虐待の防止及び早期発見のため、関係機関と連携した取組を推進するほか、父子家庭を含めたひとり親家庭等の自立支援策の充実に努めます。また、障がい児施策については、発達障がいへの適切な対応や支援を一層推進します。



計画の体系



第4章 施策の展開

施策の基本的方向に基づく実施施策と具体事業を定めます。各実施施策には評価指標を設定し、施策ごとの成果を把握します。さらに、実施施策を推進するための具体事業においても目標数値を設定して進捗状況を把握しながら、その達成を目指します。

1 実施施策の評価指標及び具体事業の目標数値について

(1) 評価指標及び目標数値の設定年次

評価指標及び目標数値については、本計画期間の最終年度である平成 26 年度の数値を設定します。

なお、平成 26 年度の数値は原則として盛岡市基本構想に基づく盛岡市総合計画及び行政評価システムと整合を図ることとしており、数値に*印が標記されているものについては、現状値において既にこれを達成しているものですが、評価指標及び目標数値の目指す方向に基づき引き続き推進するものです。

(2) 評価指標及び目標数値の目指す方向

評価指標及び目標数値の目指す方向を矢印で示すこととし、その意味は次のとおりです。

- ↑：数値を上げていくことを目標とするもの
- ↓：数値を下げていくことを目標とするもの
- ：現状を維持していくことを目標とするもの

2 後期行動計画における新規事業について

後期行動計画で新たに位置づける事業は、【新規】とし、このうち従来から実施していたものは【既存事業】、来年度から実施する予定のものは【平成 22 年度実施予定】、計画期間中に実施に向けて検討するものは【計画期間中に実施検討】と分類し、示しています。

施策の基本的方向 1 地域における子育ての支援

実施施策(1) 子育て支援サービスの充実

子育てをする全ての家庭を対象とする子育て支援サービスの充実を図ります。各家庭において受けられるサポートや、保育所や幼稚園等施設の専門機能を生かしたサービスの提供など、地域において子育てを支援する体制づくりを一層整備します。

また、親子が気軽に訪れて交流を図りながら、子育てに関する情報の提供や相談・助言が得られる拠点となる場の設置についても充実を図るとともに、相談体制については、いつでも気軽に相談できるしくみづくりについて今後も検討を進め、機能をさらに強化します。

さらに、企業等の協賛を得て子育て支援を行う取組などを通じて、地域社会全体の子育てへの理解と関心を高めながら、互いの支えあいにより子育てを支援していく環境づくりを進めます。

[評価指標]

評価指標		平成 21 年度 現状値	平成 26 年度 目標値
市民アンケート調査で「盛岡市の子育て支援策・支援活動が充実していると感じる」と答えた市民の割合	↑	16.2%	19.4%

[具体事業]

① 居宅における児童の養育を支援

No.1 ファミリーサポートセンター事業	担当課等	指 標		平成 21 年度 現状値	平成 26 年度 目標値
地域において会員同士が育児、介護の相互援助を行う。また、通常の子どもの預かりや送迎等のほか病児・病後児の子どもの預かりも行う。	児童福祉課	設置か所数	→	1 か所	1 か所
No.2 乳児家庭全戸訪問事業 【新規・既存事業】					
生後 4 か月の乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育ての孤立化を防ぐために、不安や悩みを聞き、情報提供するとともに、支援が必要な家庭は適切なサービスに結びつけ、地域で子どもが健やかに育つための環境整備を図る。	健康推進課 (保健所) 健康福祉課 (玉山事務所) 児童福祉課	訪問件数	↑	1,000 件	2,500 件
		育児不安が 少なくなった割合	↑	—	98.0%

② 保育施設等における養育を支援

No.3 子育て短期支援事業（ショートステイ）	担当課等	指 標		平成 21 年度 現状値	平成 26 年度 目標値
保護者が疾病等の理由により家庭において子どもを養育することが一時的に困難となった場合に、児童養護施設等で一時的に養育する。	児童福祉課	実施か所数	→	5 か所	5 か所
		利用人数	↑	95 人日	99 人日
No.4 子育て短期支援事業（トワイライトステイ）					
保護者が仕事その他の理由により平日の夜間または休日に不在となり家庭において子どもを養育することが困難となった場合に、児童養護施設等で一時的に養育する。	児童福祉課	実施か所数	→	5 か所	5 か所
		利用人数	→	10 人	10 人
No.5 一時預かり事業					
保育所に入所していない子どもの家庭において、子どもの保育が断続的に困難になる場合や保護者の疾病等により緊急に子どもの保育を必要とする場合などに、子どもを一時的に保育所で保育する。	児童福祉課 保育所	実施か所数	→	16 か所	16 か所
		利用延べ日数	→	6,201 日	6,201 日

③ 子育てにかかる費用の軽減

No.6 保育所保育料の軽減	担当課等	指 標		平成 21 年度 現状値	平成 26 年度 目標値
保護者の保育料負担を軽減するため、国の基準額から独自に軽減を行い、保育料を設定する。	児童福祉課	保育料の 軽減率	↑	31.8%	33.2%
No.7 乳幼児・妊産婦医療費給付事業					
就学前の乳幼児及び妊産婦の適正な医療を確保し、心身の健康の保持と生活の安定を図ることにより、福祉の増進に寄与することを目的として、医療費等を給付する。	医療給付課	受給者証申 請率	↑	94.8%	100.0%
No.8 児童手当支給事業					
子どもを養育している家庭の生活の安定と次代の社会を担う子どもの健全な育成及び資質の向上のため児童手当を支給する。	児童福祉課	受給者数	→	16,969 人	16,969 人
		対象全児 童のうち 支給して いる児 童の割 合	→	77.3%	77.3%
No.9 幼稚園就園奨励事業					
私立幼稚園に通う園児の保護者の保育料負担の軽減と、公立幼稚園と私立幼稚園の保護者負担の是正を図る。	学務教職員課	申請者数	→	2,696 人	2,696 人

No.10 要保護・準要保護児童生徒就学援助事業	担当課等	指 標		平成 21 年度 現状値	平成 26 年度 目標値
経済的理由によって就学が困難と認められる児童生徒の給食費や修学旅行費などの費用の一部を援助する。	学務教職員課	申請者数	→	2,011 人	2,011 人
No.11 特定不妊治療費助成事業 【新規・既存事業】					
治療費が高額な特定不妊治療費の一部を助成することにより、経済的負担の軽減を図る。	健康推進課 (保健所)	助成給付率	→	100.0%	100.0%
No.12 小児医療費給付事業 【新規・既存事業】					
未熟児養育医療，小児慢性特定疾患医療，育成医療により医療費の一部を助成し，経済的負担の軽減を図る。	健康推進課 (保健所)	申請により受給資格を得た者の割合	→	100.0%	100.0%

④ 子育てに関する情報の提供・相談

No.13 家庭相談員活動事業	担当課等	指 標		平成 21 年度 現状値	平成 26 年度 目標値
家庭での子どもの養育に関する相談への指導・援助を行う。児童福祉課での来庁者との面談や、電話での相談に対応するほか、必要に応じて家庭訪問をして指導・援助を行う。	児童福祉課	相談実件数	→	300 件	300 件
No.14 地域子育て支援拠点事業（センター型）					
保育所を地域子育て支援センターとして位置づけ、施設の開放による親子の交流の場の提供や子育てに関する相談・援助，子育て情報の提供，講座の実施，子育てサークルへの支援，高校生の育児体験等を行う。	児童福祉課 保育所	実施か所数	↓	10 か所	8 か所
No.15 地域子育て支援拠点事業（ひろば型）					
常設のひろばで，親子が気軽につどい，うちとけた雰囲気の中で交流を深める場を提供する。子育てに関する指導・援助，子育て情報の提供，子育てに関する講座等を実施する。	児童福祉課	実施か所数	↑	1 か所	2 か所
No.16 幼児教育センターとしての取組 【新規・既存事業】					
幼稚園で，育児不安を抱えた保護者の相談窓口の開設や，園庭，施設の開放を行う。	学務教職員課 市立幼稚園	相談日回数	↑	52 回	100 回

No.17 妊産婦・乳幼児相談事業	担当課等	指 標	平成 21 年度 現状値	平成 26 年度 目標値	
妊産婦や子育て中の親が抱えている悩みや育児不安などを解消するため、具体的な保健指導や適切な情報を提供しながら、安心して出産や育児ができるよう支援する。①専用回線による電話相談「ママの安心テレホン」②定例子育て相談（保健所など市内 4 か所で実施）③地区子育て相談（地区の要望により実施）	健康推進課 (保健所)	安心テレホンを知っている割合	↑	52.2%	60.0%
		気軽に相談できた割合	→	95.0%	95.0%
No.18 子育て応援ガイドブック発行事業					
育児のポイント、子育て支援サービス、子育てに関する制度等の情報を集約したガイドブックを作成する。子育て家庭に配布し、情報提供を行うとともにサービス、制度等の効率的利用を促進する。	健康推進課 (保健所) 健康福祉課 (玉山事務所)	ガイドブックを知っている割合	↑	84.0%	85.0%
		活用している割合	↑	57.0%	60.0%
No.19 子育て支援事業（もりおか子育てねっと）					
育児のポイント、子育て支援サービス事業、子育てに関する制度等の情報を掲載したホームページ「もりおか子育てねっと」を開設する。	児童福祉課 健康推進課 (保健所)	アクセス数	↑	25,000 件	30,000 件
No.20 幼稚園リスト配布事業					
【新規・既存事業】					
幼稚園の名称、所在地、電話番号等のほか、ホームページの有無、対象、定員、各種費用、教育方針などを掲載した「盛岡市及び近隣幼稚園園児募集状況一覧表」を作成配布する。	男女参画国際課 女性センター	作成部数	→	100 件	100 件

⑤ 地域社会全体での子育て支援

No.21 もりおか子育て応援パスポート事業	担当課等	指 標	平成 21 年度 現状値	平成 26 年度 目標値	
【新規・既存事業】					
子育て世帯及び妊産婦に対し、協賛店で特典が受けられるパスポートを発行し、子育てに係る負担を軽減するとともに、地域社会全体で子育てを支える機運の醸成を図る。	児童福祉課 盛岡商工会議所	パスポート発行件数	↑	4,900 件	7,000 件
<再掲>（仮称）赤ちゃんの駅設置事業					
【新規・計画期間中に実施検討】					
4-(4)-②参照	—	—	—	—	

実施施策(2) 保育サービスの充実

子育てをしている人が安心して働くことができるよう、多様な保育ニーズに対応したサービスの提供を行います。特に、需要の多い3歳未満児の保育所の入所について拡充を図るほか、幼稚園における預かり保育や認定こども園への支援の充実を図りながら、待機児童の解消に努めます。

また、病児・病後児保育事業については、従来の医療機関での実施のほか、保育園での体調不良児への対応など、よりきめ細かいサービスの提供について充実を図ります。

[評価指標]

評価指標		平成 21 年度 現状値	平成 26 年度 目標値
待機児童数	↓	33 人	10 人

[具体事業]

No.22 通常保育事業	担当課等	指 標		平成 21 年度 現状値	平成 26 年度 目標値
保護者の就労等により家庭で保育できない子どもを保育所で保育する。	児童福祉課 保育所	入所見込み 人数(3歳未 満児)	↑	2,589 人	2,744 人
		入所見込み 人数(3歳以 上児)	→	3,087 人	3,087 人
No.23 延長保育事業					
通常の保育時間(午前7時から午後6時まで)を超えて保育する必要がある子どもに対して午後7時までの1時間または午後8時までの2時間の延長保育を行う。	児童福祉課 保育所	実施か所数	↑	52 か所	54 か所
		利用延児童 数	↑	885 人	910 人
No.24 休日保育事業					
保育所に入所している児童の家庭において、休日や年末年始に、保護者の就労等により子どもの保育が困難になる場合に、子どもを保育所で保育する。	児童福祉課 保育所	実施か所数	↑	7 か所	8 か所
		利用実児童 数	↑	350 人	400 人

No.25-1 病児・病後児保育事業 (病児対応型・病後児対応型)	担当課等	指 標		平成 21 年度 現状値	平成 26 年度 目標値
児童が病気や病気回復期で集団保育が困難な期間、病院に併設した施設で一時的にその子どもの保育を行う。	児童福祉課	実施か所数	→	3 か所	3 か所
		利用延べ日数	↑	1,353 日	2,030 日
No.25-2 病児・病後児保育事業 (体調不良児対応型)					
保育所に通う児童が、保育中に体調不良となった場合に、保護者が迎えに来るまでの間、病後児保育を実施する保育所において児童を預かる。当該保育所に通所中の児童が対象。	児童福祉課 保育所	実施か所数	→	2 か所	2 か所
		開設日数	→	504 日	504 日
No.26 幼稚園預かり保育の実施					
保育時間の延長を希望する児童がいる場合に、預かり保育を実施する。	学務教職員課 市立幼稚園	実施か所数	→	4 か所	4 か所
No.27 認定こども園の支援 【新規・既存事業】					
認定こども園の設置認可や運営に関する相談があった際に適切な助言・指導を行う。	児童福祉課	実施か所数	↑	3 か所	5 か所
No.28 保育所施設設備事業 【新規・既存事業】					
保育所施設の新規建設及び既存施設の改修を行う。	児童福祉課	実施か所数	↑	0 か所	5 か所



実施施策(3) 子育て支援のネットワークづくり

乳幼児を持つ親の交流を通じたサークルの形成や活動の支援を通じて、互いに子育てを支えあう仲間づくりを推進します。また、子育てをしているすべての家庭に対し、子育て支援サービスを効果的・効率的に提供するために、地域の子育て情報を発信するネットワークづくりを進めます。

[評価指標]

評価指標		平成 21 年度 現状値	平成 26 年度 目標値
地域子育て支援センターとつどいの広場の延べ利用者数	↑	49,286 人	*41,503 人

[具体事業]

No.29 家庭教育支援事業	担当課等	指 標		平成 21 年度 現状値	平成 26 年度 目標値
乳幼児を持つ親を対象に、子育てについての知識や技術を学ぶとともに、交流を図る。	生涯学習課 公民館	参加者数	↑	6,251 人	6,500 人
<再掲>地域子育て支援拠点事業（センター型）					
1-(1)-④参照	児童福祉課 保育所	—	—	—	—
<再掲>子育て応援ガイドブック発行事業					
1-(1)-④参照	健康推進課 (保健所)	—	—	—	—
<再掲>子育て支援事業（もりおか子育てねっと）					
1-(1)-④参照	児童福祉課 健康推進課 (保健所)	—	—	—	—

実施施策(4) 子どもの健全育成

子どもたちが心身ともに健やかに育ち、安全、安心に過ごすために、地域の拠点となる子どもの居場所づくりについて充実を図ります。地域のボランティアや施設等社会資源の有効活用を図りながら、子どもどうしの交流や健全な遊び、様々な体験などを通して子どもの豊かな感性や社会性を育み、健全育成を図ります。

[評価指標]

評価指標		平成 21 年度 現状値	平成 26 年度 目標値
市民アンケート調査で「盛岡市の子育て支援策・支援活動が充実していると感じる」と答えた市民の割合	↑	16.2%	19.4%

[具体事業]

No.30 児童館管理運営事業	担当課等	指 標		平成 21 年度 現状値	平成 26 年度 目標値
子どもに健全な遊びを与えて、その健康を増進し、情操を豊かにすることを目的に、地域の児童健全育成の拠点として、児童館・児童センターの運営を行う。	児童福祉課	就学児童のうち利用登録している児童の割合	↑	30.1%	40.0%
No.31 児童館整備事業					
子どもに健全な遊びを与えて、その健康を増進し、情操を豊かにすることを目的に、地域の児童健全育成の拠点として、児童館・児童センターを計画的に整備する。	児童福祉課	整備か所数	↑	38 か所	39 か所
No.32 放課後子ども教室推進事業 【新規・既存事業】					
子どもたちの放課後や休日の、安心・安全な居場所を確保するとともに、地域の大人の協力を得てスポーツや文化活動、野外活動等の体験活動を行う。	生涯学習課	参加者数 開設か所数	↑ →	6,346 人 6 か所	6,500 人 6 か所
No.33 母親クラブ活動育成事業					
会員数が概ね 30 人以上の母親クラブが、児童館と連携しながら児童の健全育成を目指した活動を行う場合に助成し、活動の促進を図る。	児童福祉課	実施か所数	→	42 か所	42 か所

No.34 子ども会活動支援事業	担当課等	指 標		平成 21 年度 現状値	平成 26 年度 目標値
異年齢交流等を通じ、子どもたちの健全育成に寄与するために子ども会育成会への活動支援を行う。	生涯学習課 公民館	子ども会会員数	↑	13,600 人	15,300 人
No.35 少年指導員事業					
子どもたちに不足しているといわれる自然体験や社会体験を実際に経験させるために、これを地域で支援するボランティアを育成登録するための研修を実施する。	生涯学習課	登録者数	↑	200 人	300 人
<再掲>放課後児童健全育成事業 (地域児童クラブ等運営事業)					
5-(2) 参照	児童福祉課	—	—	—	—



施策の基本的方向 2 母と子どもの健康の確保・増進

実施施策(1) 子どもや母親の健康の確保

妊娠・出産・新生児期及び乳幼児期における健康診査や保健指導の充実を進めるとともに、妊娠・出産から育児へと継続的な相談・指導体制の確立を図り、妊産婦の健康確保と子どもが健やかに育つ環境の整備を進めていきます。

さらに、妊娠・出産や育児の情報・出産準備や子どもの事故防止など親となるために必要な知識を習得する機会を提供します。

[評価指標]

評価指標		平成 21 年度 現状値	平成 26 年度 目標値
妊娠出産に対する満足度	↑	—	95.0%
家庭訪問により育児不安が少なくなった割合	↑	—	93.0%

[具体事業]

No.36 母子健康手帳交付及び妊婦相談事業	担当課等	指 標		平成 21 年度 現状値	平成 26 年度 目標値
妊娠届出のあった者に対し母子健康手帳を交付し、母子の健康の保持増進を目的に保健指導を行う。母子関連の制度やサービスなどの情報提供を行い保健師が面接を行いながら、妊婦の生活環境や心身の状況を把握し、保健指導が必要な妊婦に対しては家庭訪問などにより継続支援を行う。	健康推進課 (保健所) 健康福祉課 (玉山事務所)	妊娠中の喫煙が改善した割合	↑	85.0%	100.0%
		妊娠・出産に対する情報が得られた割合	↑	95.1%	*95.0%
No.37 妊婦健康診査					
妊婦や胎児の健康の保持増進及び妊婦の経済的負担を軽減するため、妊婦健診 14 回分について助成を行うほか、妊婦の子宮頸がん検診の助成を実施する。健診受診後必要な妊婦に対しては、家庭訪問などにより継続支援を行う。	健康推進課 (保健所) 健康福祉課 (玉山)	妊婦健康診査受診率	↑	94.1%	96.0%

No.38 母親教室（マタニティ）事業	担当課等	指 標	平成 21 年度 現状値	平成 26 年度 目標値	
妊婦及び夫を含む家族に対し妊娠・出産・育児についての知識の普及を行う。また参加者同士が情報を共有したり仲間づくりができるよう支援する。平日（2日間）コースを毎月開催するほか、就労者のために日曜日（1日）コースを年間6回開催する。	健康推進課 （保健所） 健康福祉課 （玉山事務所）	初妊婦の受講割合	↑	38.0%	38.2%
		参加で不安が軽減した割合	↑	85.0%	90.0%
No.39 育児教室事業					
第1子とその親を対象に子育てについての知識の普及と、親同士の交流や仲間づくりを目的とした教室を開催する。離乳食指導のほか、この時期の子育てのポイント、母と子の遊び、事故防止、口腔衛生等について指導する。	健康推進課 （保健所） 健康福祉課 （玉山事務所）	育児が楽しくなった割合	↑	80.6%	85.0%
		ふれあう時間が増えた割合	↑	67.9%	70.0%
No.40 妊産婦・新生児訪問指導事業					
家庭訪問により妊娠・出産・育児に関して、個々の生活環境に即した支援を行う。病気や経済的に支援の必要な妊産婦や新生児については、出生時の状況や訪問の希望に対し（特に第1子を優先し）、保健師や助産師が指導にあたる。	健康推進課 （保健所） 健康福祉課 （玉山事務所）	第1子及び要支援者への訪問割合	↑	53.2%	85.0%
		育児不安が少なくなった割合	↑	93.4%	100.0%
No.41 歯科健康診査事業					
「妊産婦歯科健康診査」は妊産婦の口腔の診査により健康増進を図るとともに、子どもの歯の健康への知識と口腔ケアの技術を高めることを目的に実施する。「幼児歯科健康診査」は幼児の健康増進を図るために口腔疾患の早期発見、早期治療と生涯を通じての口腔ケアの知識を啓発することを目的として実施する。5歳児歯科健康診査受診率は、う蝕予防のために必要時第一大臼歯へのシーラント予防処置を行うことができる。	健康推進課 （保健所） 健康福祉課 （玉山事務所）	妊産婦歯科健康診査受診率	↑	26.0%	30.0%
		5歳児歯科健康診査受診率	↑	75.0%	77.0%
No.42 乳幼児健康診査					
乳幼児の健康の保持増進を図るために健康診査を行い、病気や発育発達及び育児環境上の問題を早期に発見して適切な支援・指導を行う。平日に受診できない幼児のために休日幼児健康診査を実施する。	健康推進課 （保健所） 健康福祉課 （玉山事務所）	乳幼児健康診査受診率（3歳児）	→	95.0%	95.0%

No.43 乳幼児栄養食品支給事業	担当課等	指 標		平成 21 年度 現状値	平成 26 年度 目標値
乳幼児の心身の健全な成長を促進するため、栄養の援助を必要とする低所得者（市県民税非課税世帯・同均等割のみ課税世帯）に対し粉ミルクを支給する。	健康推進課 (保健所) 健康福祉課 (玉山事務所)	支給決定件数	↓	36 件	26 件
No.44 乳幼児総合診査事業					
定期の乳幼児健康診査等から発達や発育、養育に対し問題があると思われる乳幼児を、早期発見、早期療育の観点で総合的に診査し、必要時療育指導を行う。また、専門機関、療育機関など関係機関とのネットワークにより乳幼児の発達支援を就学まで行う。①診査事業（月1回）②親子教室（組別等定例開催）③早期療育ネットワーク（療育機関等の研修、調査事業、事例検討）	健康推進課 (保健所) 健康福祉課 (玉山事務所)	初診児の3歳未満児割合	→	60.0%	60.0%
<再掲> 乳児家庭全戸訪問事業 【新規・既存事業】					
1-(1)-①参照	健康推進課 (保健所) 健康福祉課 (玉山事務所) 児童福祉課	—	—	—	—
<再掲> 妊産婦・乳幼児相談事業					
1-(1)-④参照	健康推進課 (保健所) 健康福祉課 (玉山事務所)	—	—	—	—
<再掲> 子育て応援ガイドブック発行事業					
1-(1)-④参照	健康推進課 (保健所)	—	—	—	—
<再掲> 子育て支援事業（もりおか子育てねっと）					
1-(1)-④参照	児童福祉課 健康推進課 (保健所)	—	—	—	—

実施施策(2) 「食育」の推進

乳幼児期をスタートに、発達段階に応じて子どもたちや親に対し、食に関する学習の機会や情報提供を行い、食を通じた豊かな人間性の形成と家族関係づくりを進めます。また、保育所や小中学校等においても給食を生きた教材として十分に活用し、食への理解と関心を高める取組を行います。

[評価指標]

評価指標		平成 21 年度 現状値	平成 26 年度 目標値
毎日朝食を食べている 3 歳児の割合	↑	95. 2%	98. 0%

[具体事業]

No.45 婦人の健康づくり事業（ヘルシー教室）	担当課等	指 標		平成 21 年度 現状値	平成 26 年度 目標値
ライフスタイルの多様化により、食生活が乱れがちな今日、次世代の家族の健康づくりを担う 20 代～30 代の主婦を対象に、健康のための正しい知識と行動変容を促す。家族全員の健康的なわが家の食卓が、次世代の子どもたちの良い食習慣につながるようにする。	健康推進課 (保健所) 健康福祉課 (玉山事務所)	教室への参加者数	↑	20 人	30 人
No.46 食生活改善推進員地区活動事業					
親子料理教室の開催や地域の実情に合わせ、学校、児童館、幼稚園等と連携をとりながら活動し、食に関する周知啓発を行う。子どもたちに食事の大切さを伝え、食を営む力を育むために郷土食等を盛り込みながら地域に根ざした活動を進める。	健康推進課 (保健所) 健康福祉課 (玉山事務所)	食育に取り組んでいる地域	↑	6 か所	10 か所
		教室開催回数	↑	15 回	20 回
No.47 保育所における食育の取組					
【新規・既存事業】					
保育所給食や給食だよりを通して、子どもたちや親に正しい食事のあり方や望ましい食習慣など食の大切さを働きかけるとともに、食材に地場産品を積極的に使用し、郷土食等を取り入れながら食文化について理解を深める。	保育所	食育に取り組んでいる保育所の数	↑	52 か所	54 か所

No.48 小中学校における食育の取組 【新規・既存事業】	担当課等	指 標		平成 21 年度 現状値	平成 26 年度 目標値
各学校において、授業や給食を通じ、適正な栄養の摂取による健康増進を図るとともに、食生活に対する正しい理解、伝統的な食文化への理解などに取り組み食育を推進する。 学校給食においては、健全な食生活を自ら営むことができる知識及び態度を養うため、摂取する食品と健康の保持増進との関連性について指導を行う。	学校教育課 学務教職員課 小学校 中学校	食育に取り組んでいる 小学校の数	→	46 校	46 校
		食育に取り組んでいる 中学校の数	→	24 校	24 校
<再掲> 育児教室事業					
2-(1)参照	健康推進課 (保健所) 健康福祉課 (玉山事務所)	—	—	—	—

実施施策(3) 思春期保健対策の充実

10 代の人工妊娠中絶や性感染症の増大等の問題に対応するため、性に関する正しい知識の普及を図りながら、思春期における心身の健康づくりに努めます。

[評価指標]

評価指標		平成 21 年度 現状値	平成 26 年度 目標値
赤ちゃんを抱いたことがある中高生の割合	↑	—	77.0%

[具体事業]

No.49 思春期保健（ふれあい体験）	担当課等	指 標		平成 21 年度 現状値	平成 26 年度 目標値
中・高校生を対象に、思春期講演会では性感染症の予防について、また、母親教室や育児教室での体験を通して命を育むことの大切さについて学習するとともに、関係機関と連携しながら、思春期の子どもたちの健全育成を図る。	健康推進課 (保健所) 健康福祉課 (玉山事務所)	参加者数	↑	551 人	600 人

実施施策(4) 小児医療の充実

小児医療体制は、安心して子どもを産み、健やかに育てるための環境づくりの基盤となるものであることから、特に小児救急医療の充実・確保について整備を積極的に進めます。
また、予防接種の接種率の向上を図りながら感染症の発症や拡大を防止します。

[評価指標]

評価指標		平成 21 年度 現状値	平成 26 年度 目標値
市民アンケートで「いつでも受診できる医療機関がある」と答えた市民の割合	↑	89.2%	90.0%

[具体事業]

No.50 在宅当番医制事業	担当課等	指 標	平成 21 年度 現状値	平成 26 年度 目標値
休日の日中における初期救急を確保するため、軽症の救急患者に対して、参加当番医療機関が診療にあたる。小児科／診療体制 1 日 1 施設、診療時間午前 9 時～午後 5 時	企画総務課 (保健所)	参加当番医療機関数 (小児科) →	19 か所	19 か所
No.51 小児救急輪番制病院事業				
休日や夜間における小児重症患者の救急医療を確保するため、小児救急病院が輪番制により診療にあたる。診療体制 1 日 1 施設、診療時間夜間：午後 5 時～午前 9 時、日中：午前 9 時～午後 5 時、土曜日：午後 1 時～午後 5 時	企画総務課 (保健所)	小児救急輪番病院数 →	5 か所	5 か所
No.52 夜間急患診療所管理運営事業				
夜間における初期救急を確保するため、軽い症状の救急患者に対し、年中無休で応急的な診療にあたる。診療時間午後 7 時～午後 11 時 30 分	企画総務課 (保健所)	市民アンケート調査で夜間急患診療所を知っていると答えた市民の割合 ↑	81.4%	85.0%

No.53 予防接種事業	担当課等	指 標		平成 21 年度 現状値	平成 26 年度 目標値
乳幼児の発病予防のため予防接種法に基づき、ジフテリア・百日せき・破傷風（三種混合）、麻しん、風しん、日本脳炎を個別接種で、急性灰白髄炎（ポリオ）を集団接種で実施する。また、結核予防法に基づき乳幼児にBCG予防接種を実施する。	保健予防課 (保健所)	1歳6か月までに麻しんが終了している子どもの割合	↑	85.0%	87.0%
No.54 幼児インフルエンザ予防接種事業					
3歳から5歳までの幼児のインフルエンザの発病とその重症化予防のため、幼児が予防接種を受ける場合に一定金額を補助する。	保健予防課 (保健所)	接種者数	↑	3,800人	4,000人



施策の基本的方向3 子どもの教育環境の整備

実施施策(1) 次代の親の育成

中高生が乳幼児とふれあう機会をつくるなど、子どもを産み育てることについての理解を深め、子どもや家庭の大切さを実感する機会の拡大を図ります。

[評価指標]

評価指標		平成21年度 現状値	平成26年度 目標値
高校生が乳幼児とのふれあい体験を通して子育ての楽しさや大変さがわかった割合	↑	87.5%	90.0%

[具体事業]

〈再掲〉地域子育て支援拠点事業（センター型）	担当課等	指 標		平成21年度 現状値	平成26年度 目標値
1-(1)-④参照	児童福祉課 保育所	—	—	—	—
〈再掲〉思春期保健（ふれあい体験）					
2-(3)参照	健康推進課 （保健所） 健康福祉課 （玉山事務所）	—	—	—	—

実施施策(2) 学校の教育環境等の整備

子どもたちが個性豊かに生きる力を育むことができるよう、確かな学力の向上と豊かな感性や創造性を育むための機会の充実、健やかな体の育成を図る取組を進めます。

[評価指標]

評価指標		平成21年度 現状値	平成26年度 目標値
小中学校学力検査の全国水準(100)との比較 (小学校4年生：国語)	↑	110.4ポイント	112.0ポイント
小中学校学力検査の全国水準(100)との比較 (小学校4年生：算数)	↑	107.8ポイント	112.0ポイント

評価指標		平成 21 年度 現状値	平成 26 年度 目標値
小中学校学力検査の全国水準(100)との比較 (中学校 2 年生：国語)	↑	109.2 ポイント	112.0 ポイント
小中学校学力検査の全国水準(100)との比較 (中学校 2 年生：数学)	↑	100.6 ポイント	108.0 ポイント
問題行動調査（不登校）の出現率(小学校)	↓	0.28 ポイント	*0.31 ポイント
問題行動調査（不登校）の出現率(中学校)	↓	2.66 ポイント	2.64 ポイント
体力運動能力(走・跳・投)の全国水準を上回っている種目の数（小学校 96 種目中）	↑	49 種目	61 種目
体力運動能力(走・跳・投)の全国水準を上回っている種目の数（中学校 48 種目中）	↑	37 種目	43 種目

[具体事業]

① 学力の向上

No.55 教育振興運動事業	担当課等	指 標	平成 21 年度 現状値	平成 26 年度 目標値	
教育水準（健全育成・学力向上・健康安全）の維持向上を目指し，児童生徒，家庭，地域，学校，行政の五者がそれぞれの役割と責任を明確にしながら運動に取り組む。	学校教育課	地区別集会（7カ所）及び実践発表大会参加者数	↑	2,075 人	2,700 人
No.56 学校支援事業					
個別に配慮が必要な児童生徒のいる学校に対し，より効果的に学習指導，生徒指導を行うために非常勤職員を配置する。	学校教育課	非常勤職員の配置数	↑	50 人	70 人
No.57 外国人英語指導講師招へい事業					
国際理解教育の英語力の向上等を図るため，外国人英語指導講師を招へいし，中学校に配置し，小学校に派遣することで，次代を担う小中学生に生きた英語を学ぶ機会を提供し，英語力の向上と国際化に対応できる能力の育成を図る。	学校教育課	外国人英語指導講師者数	→	7 人	7 人
No.58 教育研究事業					
教育の今日的な動向の的確な把握に努め，本市の教育上の重要課題を明らかにし，それらを重点的に調査研究し有効適切な解決策を提示する。	教育研究所	教育研究所発表大会への参加者数	↑	361 人	408 人

No.59 一般研修事業	担当課等	指 標		平成 21 年度 現状値	平成 26 年度 目標値
教職員の資質向上のため、教科、道徳、特別活動、先人教育等の指導法及びコンピュータ操作等に関する研修を行う。	教育研究所	公開講座への参加者数	↑	695 人	700 人
No.60 学校訪問指導事業 【新規・既存事業】					
市立幼稚園、小学校、中学校の校内授業研究会等に指導法改善などのため講師を派遣する。	学校教育課	講師派遣数	↑	236 人	246 人
No.61 研究指定校事業 【新規・既存事業】					
教育課程に係る実践的研究を行う学校を指定し、成果を他校に普及させることで授業改善を図り児童生徒の学力向上に資する。	学校教育課	市研究指定校	↑	7 校	12 校
No.62 教育振興事業 【新規・既存事業】					
児童生徒の学力等を把握し効果的な指導を行うための学力検査等を実施する。	学校教育課	小中学校学力検査の全国水準(100)との比較(小学校4年生国語)	↑	110.4 ポイント	112.0 ポイント
		小中学校学力検査の全国水準(100)との比較(小学校4年生算数)	↑	107.8 ポイント	112.0 ポイント
		小中学校学力検査の全国水準(100)との比較(中学校2年生国語)	↑	109.2 ポイント	112.0 ポイント
		小中学校学力検査の全国水準(100)との比較(中学校2年生数学)	↑	100.6 ポイント	108.0 ポイント
No.63 幼稚園と小学校の交流 【新規・既存事業】					
市立幼稚園と近隣の小学校の連携を図るため、交流会を実施し連携を深める。	学校教育課 市立幼稚園	交流会の実施回数	↑	7 回	12 回

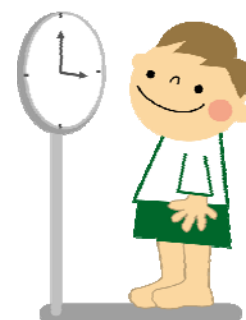
② 豊かな心の育成

No.64 平和教育推進事業	担当課等	指 標	平成 21 年度 現状値	平成 26 年度 目標値
市内中学校の生徒及び教師を広島県広島市へ派遣し、原爆資料館及び関連施設を視察するとともに広島市が主催する「広島平和記念式典」に参加する。また、広島市内の中学校を訪問して生徒会活動の交流を図るとともに、平和教育のあり方について学習する。	学校教育課	中学生派遣者数	→ 6人	6人
No.65 生徒指導強化推進事業				
関係機関・学校・地域各団体が連携しながら非行防止やいじめ、不登校の解消に向け取り組む。また健全育成の立場から市内各校の生徒指導の取組を援助する。	学校教育課	不登校児童生徒出現率(小)	↓ 0.28%	*0.31%
		不登校児童生徒出現率(中)	↓ 2.66%	2.64%
No.66 適応指導教室事業				
学校不適応児童生徒の学習面、心理面での不安を解消し、適応力を身につけるため、適応指導教室を開設し、指導援助を行う。	教育研究所	通級児童生徒の学校復帰率	↑ 15.2%	30.0%
No.67 少年教育促進事業				
【新規・既存事業】				
創作活動や文化活動、自然体験、スポーツなど様々な体験活動を通して、郷土理解を促進し健全育成を図る。	生涯学習課 公民館 図書館 区界高原少年自然の家	参加者数	↑ 11,330人	12,000人
No.68 子どもの読書推進事業				
ストーリーテリングや読み聞かせを通じて情操豊かな子どもを育てるとともに、地域住民との交流を深める。	生涯学習課 公民館 図書館	参加者数	↑ 4,315人	4,500人
No.69 環境啓発事業				
(きれいな街づくり運動図画コンクール)				
小学生のきれいな街づくりに対する理解と関心を深めるとともに、自然を大切にする心を養い、より良い街づくりの推進の一環として、市内の小学生を対象に「きれいな街づくり運動」図画コンクールを毎年実施する。	環境企画課	応募校数	↑ 38校	41校

No.70 こどもエコクラブ支援事業	担当課等	指 標		平成 21 年度 現状値	平成 26 年度 目標値
子どもたちの環境保全への高い意識を醸成することを目的として国が実施している「こどもエコクラブ事業」において、市が盛岡市域の事務局として、市内でこどもエコクラブ活動をする方々と全国事務局との連携を図り、子どもたちが地域の中で主体的に環境に関する活動を行えるよう支援する。	環境企画課	登録団体数	↑	7 団体	10 団体
		登録人数	↑	229 人	250 人
No.71 水生生物による水質調査事業					
河川にすむ生物を観察することにより、身近な河川の水質保全に関する市民の意識を涵養することを目的として国が実施している全国水生生物調査事業において、市が小中学校やこどもエコクラブなどに参加を呼びかけ、参加団体に対する調査方法の説明や助言等を行う。	環境企画課	参加団体数	↑	12 団体	15 団体
		参加人数	↑	662 人	700 人
No.72 小学校第 3・4 学年社会科補助教材「ごみとわたしたち」の作成					
ごみ処理の実態や正しいごみの出し方、ごみ減量やリサイクル等についての理解や関心を持たせ、地域社会の一員として地域の諸活動に協力する意識を養うため、小学校 3・4 年生を対象とした社会科補助教材を作成し、市内の小学校に配布する。	資源循環推進課	発行部数	→	4,300 部	4,300 部
No.73 資源集団回収報奨金交付事業					
資源の集団回収を行う町内会、子ども会等に対し報奨金を交付することにより、資源の再利用等を促進する市民運動を育成するとともに、ごみの減量を推進する。	資源循環推進課	登録団体数	↑	504 団体	514 団体
<再掲>教育振興運動事業					
3-(2)-①参照	学校教育課	—		—	—

③ 健やかな体の育成

No.74 学校保健事業	担当課等	指 標		平成 21 年度 現状値	平成 26 年度 目標値
幼稚園・小中学校の児童生徒の健全な育成を支援するため、定期健康診断、学校の環境衛生を保持するため、健診事業及び検査事業を実施する。	学校教育課	定期健診受診率	→	99.6%	99.6%
No.75 学校保健関係事業					
就学前の子どもたちに、健康診断を実施する。	学校教育課	就学前健康診断受診率	↑	99.3%	99.6%
No.76 学校体育振興事業					
学校体育の振興を図るために、教員への実技講習の実施、小体連・中体連への運営補助、全国中学校総合体育大会への派遣補助などを行う。	学校教育課	体力テスト各種目の全国平均を上回る種目数（小学校：96種目）	↑	49種目	61種目
		体力テスト各種目の全国平均を上回る種目数（中学校：48種目）	↑	37種目	43種目
<再掲> 教育振興運動事業					
3-(2)-①参照	学校教育課	—	—	—	—



実施施策(3) 家庭や地域の教育力の向上

近年、家庭や地域の教育力の低下が指摘され、支援の充実が求められていることから、各種講座や啓発事業を通してその向上を図ります。子育てを通じ、親と子がともに成長すること（子育て、親育ち）が望まれることから、家庭教育学級などの学習の機会を提供するとともに、絵本の読み聞かせや様々な遊び、人との関わり合いや体験活動などを通して、親子のふれあいやコミュニケーションの大切さについて学ぶ機会を提供します。

また、学校や家庭と連携しながら地域において子どもたちを育てていく役割も重要とされていることから、地域ぐるみで子どもを育てる仕組みづくりとして定着した学校支援ボランティアなどの地域ボランティアの育成や、世代間交流の実施などに積極的に取り組みながら、地域の方々の参画による教育力の向上を図ります。

[評価指標]

評価指標		平成 21 年度 現状値	平成 26 年度 目標値
家庭教育支援事業の参加者数	↑	6,251 人	6,500 人
家庭教育支援事業参加者の満足度	↑	96.0%	100.0%
学校支援ボランティア登録者数	↑	649 人	700 人

[具体事業]

① 家庭教育への支援の充実

No.77 家庭教育を考えるつどい	担当課等	指 標		平成 21 年度 現状値	平成 26 年度 目標値
保護者などを対象に家庭教育を考えるつどいを開催する。	生涯学習課	参加者数	↑	100 人	150 人
No.78 地域社会教育促進事業（家庭教育）					
幼稚園・小学校・中学校 P T A が行う家庭教育学習の支援を行う。	中央公民館	参加者数	↑	2,014 人	2,200 人
No.79 なでしこ幼児家庭教育学級					
3 歳児とその親を対象に、幼児教育の課題を系統的に学ぶ。	中央公民館	参加者数	↑	382 人	450 人

No.80 ブックスタート事業	担当課等	指 標		平成 21 年度 現状値	平成 26 年度 目標値
読み聞かせのボランティア等により，乳幼児健診等の機会に読み聞かせを行うなど，各家庭で絵本に親しむよう啓発に取り組む。	健康推進課 (保健所) 健康福祉課 (玉山事務所) 生涯学習課	「家でもやってみたい」と回答した親の割合	↑	36.2%	40.0%
		ボランティア登録数	↑	49人	55人
No.81 親子ふれあい体験事業					
親子での体験活動を通じて，ふれあいの機会を提供するとともに，望ましい親子関係を学ぶ。	生涯学習課 公民館 区界高原少年 自然の家	参加者数	↑	814人	900人
〈再掲〉 家庭教育支援事業					
1-(3)参照	生涯学習課 公民館	—	—	—	—
〈再掲〉 教育振興運動事業					
3-(2)-①参照	学校教育課	—	—	—	—

② 地域の教育力の向上

No.82 社会教育関係団体への活動助成	担当課等	指 標		平成 21 年度 現状値	平成 26 年度 目標値
子どもたちの健全育成に努めている関係団体へ活動運営補助金を交付する。	生涯学習課	関係団体数	→	10 団体	10 団体
No.83 保育所地域活動事業 【新規・既存事業】					
保育所において，老人福祉施設等への訪問や地域のお年寄りを招待しての世代間のふれあい活動を行う。また，地域の児童との交流を通じて異年齢の子どもどうしのつながりを深める。	児童福祉課 保育所	実施か所数	↑	52 か所	54 か所
No.84 学校支援地域本部事業 【新規・既存事業】					
地域で資格や経験を持つ方々を，学習ボランティア，図書ボランティア，行事ボランティア等として学校に派遣し，学校運営や教育活動を支援する。	生涯学習課	ボランティア活動登録者数	↑	649人	700人

〈再掲〉少年指導員事業	担当課等	指 標		平成 21 年度 現状値	平成 26 年度 目標値
1-(4) 参照	生涯学習課	—	—	—	—
〈再掲〉 教育振興運動事業					
3-(2)-①参照	学校教育課	—	—	—	—
〈再掲〉 放課後子ども教室推進事業 【新規・既存事業】					
1-(4) 参照	生涯学習課	—	—	—	—

実施施策(4) 子どもを取り巻く有害環境対策の推進

児童・生徒にとって有害となる場所等を定期的に巡回し、少年非行の未然防止と早期発見に努めるとともに、関係機関や地域住民と連携協力して有害環境対策を推進します。

[評価指標]

評価指標		平成 21 年度 現状値	平成 26 年度 目標値
補導件数	↓	74 件	*150 件
刑法犯少年件数	↓	241 件	*282 件

[具体事業]

No.85 街頭補導活動	担当課等	指 標		平成 21 年度 現状値	平成 26 年度 目標値
少年の非行が行われるおそれのある場所等を重点的に巡回し、少年非行の未然防止と早期発見に努め、適切な指導助言を行う。	少年センター	街頭補導活動 の回数	→	592 回	592 回
No.86 少年相談活動					
多様な悩みを抱える少年や保護者の相談に対し指導助言を行う。	少年センター	相談人数	→	50 人	50 人
No.87 環境点検活動					
少年を取り巻く地域環境の実態把握に努め、子どもが犯罪や事故に遭わない環境をつくるため、関係機関、団体、地域と連携を図る。	少年センター	環境点検活動	→	2 回	2 回

施策の基本的方向 4 子育てを支援する生活環境の整備

実施施策(1) 良質な住宅の確保

子育て世帯の居住の安定を図るため、低廉な家賃の住宅の提供や入居に関する支援を行います。

[評価指標]

評価指標		平成 21 年度 現状値	平成 26 年度 目標値
市営住宅の実質入居率	↑	94.0%	95.0%

[具体事業]

No.88 市営住宅維持管理事務事業	担当課等	指 標		平成 21 年度 現状値	平成 26 年度 目標値
住宅に困窮する所得が一定の基準に満たない方に対し、市営住宅の入居募集を行い、安全で快適な住生活の実現を図る。	建築住宅課	募集戸数	↑	65 戸	70 戸
No.89 あんしん賃貸支援事業 【新規・既存事業】					
子育て世帯や高齢者世帯、障がい者世帯等の入居を受け入れるとして登録された民間賃貸住宅について、情報提供や居住支援を行い、良質な住宅の確保を図る。また、居住支援については、市が協定を締結した支援団体（NPO法人等）が安心して入居できるよう支援サービスを提供する。	建築住宅課	協定を締結した支援団体の数	↑	2 団体	3 団体

実施施策(2) 良好な居住環境の確保

公園などの遊具の改善等により、子どもたちの遊び場や親子の憩いやふれあいの場として、より安全で魅力ある環境を整備するとともに、公営住宅のバリアフリー化を進めるなど良好な居住環境の確保に努めます。

[評価指標]

評価指標		平成 21 年度 現状値	平成 26 年度 目標値
市営住宅全戸のうちバリアフリー化された戸数の割合	↑	33.0%	38.0%
市民アンケート調査で「快適な居住環境である」と答えた市民の割合	↑	47.7%	55.0%

[具体事業]

No.90 公園等維持管理事業	担当課等	指 標		平成 21 年度 現状値	平成 26 年度 目標値
都市公園において安全領域が確保されていない遊具を移設する。	公園みどり課	安全領域改善遊具数	↑	96.0%	100.0%
No.91 遊び場整備事業					
町内会等が地域の遊び場を魅力ある地域住民の憩いの場として整備を行なう場合に助成を行う。	児童福祉課	整備件数	→	2件	2件
No.92 公営住宅建設・市営住宅リフォーム事業 【新規・既存事業】					
市営住宅の建替えやリフォーム事業において、バリアフリー化を図りながら、子育て世帯を含めた誰もが住みやすい住宅づくりを行う。	建築住宅課	整備戸数	↑	918戸	1,060戸

実施施策(3) 安全な道路交通環境の整備

子どもや子ども連れの親等が安全に、安心して歩くことができる道路交通環境を確保するため、生活道路の整備を行います。

[評価指標]

評価指標		平成 21 年度 現状値	平成 26 年度 目標値
無違反の歩行者・自転車が事故にあった件数	↓	722 件	372 件

[具体事業]

No.93 交通安全施設等整備事業	担当課等	指 標		平成 21 年度 現状値	平成 26 年度 目標値
交通事故が多発している道路やその他緊急に交通の安全を確保する必要がある道路について、歩道設置などの整備を行なう。	道路建設課	歩道整備延長	↑	—	1,465m
No.94 通学路安全強化促進事業					
通学路のうち特に学校周辺の道路施設の安全性を強化することで、児童の安全を確保する。	道路管理課	防護柵設置 か所数	↑	15 か所	20 か所
No.95 通学路夜間安全対策促進事業					
通学路のうち、特に学校施設に隣接する道路、交差点等に薄暮、夜間の事故を防止する施設を整備することで、児童の安全を確保する。	道路管理課	道路照明等 設置か所数	↑	72 か所	77 か所

実施施策(4) 安心して外出できる環境の整備

妊産婦，子ども連れの親など，あらゆる人たちが安心して外出できるよう，公共施設等のバリアフリー化を図るほか，乳幼児を連れた親が授乳やおむつ交換などで気軽に立ち寄ることができる施設整備を検討するなど，子育てにやさしい環境づくりを進めます。

[評価指標]

評価指標		平成21年度 現状値	平成26年度 目標値
市道改良率	↑	73.0%	74.3%
市民アンケート調査で「盛岡市の子育て支援策・支援活動が充実していると感じる」と答えた市民の割合	↑	16.2%	19.4%

[具体事業]

① 公共施設・公共交通機関・建築物等のバリアフリー化

No.96 高齢者・障がい者にやさしいみちづくり事業	担当課等	指 標		平成21年度 現状値	平成26年度 目標値
歩道切下げ部における段差を解消することにより車椅子利用者・高齢者及びベビーカー利用者などの安全性・快適性を確保する。また視覚障がい者誘導用ブロックを設置することにより視覚障がい者の安全性の向上を図る。	道路管理課	段差解消・ 点字ブロック 設置か所	↑	249 か所	500 か所

② 子育てにやさしい環境整備

No.97 (仮称)赤ちゃんの駅設置事業 【新規・計画期間中に実施検討】	担当課等	指 標		平成21年度 現状値	平成26年度 目標値
公共施設や民間，商業施設に乳幼児を連れた親が授乳やおむつ交換などで気軽に立ち寄ることができる「赤ちゃんの駅」を設置し，親子で安心して外出できる環境を整える。	児童福祉課	—	—	—	—

施策の基本的方向 5 職業生活と家庭生活との両立の推進

実施施策(1) 多様な働き方の実現と男性を含めた働き方の見直し

ワーク・ライフ・バランス^(※)の実現に向けて、男性を含めた働き方の見直し等について、市民や事業所等に対し取組を呼びかけ、子育て世帯への支援について理解と協力を求めます。

[評価指標]

評価指標		平成 21 年度 現状値	平成 26 年度 目標値
育児休業取得率（女性）	↑	84.5%	90.0%
育児休業取得率（男性）		2.1%	5.0%

[具体事業]

No.98 男女共同参画情報等提供事業	担当課等	指 標		平成 21 年度 現状値	平成 26 年度 目標値
男女が性別にかかわらず個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現に向けて、女性問題などの情報を女性情報誌（あのはん）を通じて提供し、意識啓発を図る。	男女参画国際課	女性情報紙の発行部数	→	138,000 部/回	138,000 部/回
No.99 就労支援制度の普及活動					
国など関係機関と連携し、育児休業制度など就労支援制度の普及を図るため、ホームページや広報紙「ろうせい盛岡」などを通じて普及・啓発を図る。	企業立地雇用課	育児休業取得率（女性） 育児休業取得率（男性）	↑	84.5% 2.1%	90.0% 5.0%
No.100 小中学生職業体験事業					
小学生を対象に小売業の仕組み等の学習と、商店街で実際に小売体験を行うことで、将来の職業について考えるとともに、地域で働く人達への理解を深める。	商工課	実施対象校 実施回数	→ →	1 校 1 回	1 校 1 回
No.101 盛岡市高校生インターンシップ事業					
就職を希望する高校 2 年生を対象に、在学中に事業所で就業体験（インターンシップ）を行うことにより、主体的に職業選択ができる能力の育成を図り就職活動に対する意識の啓発を促し若年者の雇用を支援する。	企業立地雇用課	就業体験者数	→	100 人	100 人

No.102 高校生スキルアップ支援事業	担当課等	指 標		平成 21 年度 現状値	平成 26 年度 目標値
就職を希望する高校3年生を対象に職業講話やビジネスマナーなど実践的な職業能力を身につけるための研修を行い、職業選択の幅を広げるなどの支援を行う。	企業立地雇用課	参加者数	→	100 人	100 人

実施施策(2) 仕事と子育ての両立の推進

仕事と子育ての両立を支援するため、多様な保育需要に応じた保育サービスの充実に努めます。

また、就学児童についても、児童館・児童センター^(※)の運営や、放課後児童健全育成事業^(※)、放課後子ども教室推進事業^(※)が連携しながら、共働き世帯の増加に伴う利用希望者の増、利用時間の拡充等に対応するための環境整備を進めます。

さらに、仕事と子育ての両立を支援するための各種子育て支援サービスについて、関係機関や事業者等と連携を図りながら周知の充実に努めます。

[評価指標]

評価指標		平成 21 年度 現状値	平成 26 年度 目標値
待機児童数	↓	33 人	10 人

[具体事業]

No.103 放課後児童健全育成事業 (地域児童クラブ等運営事業)	担当課等	指 標		平成 21 年度 現状値	平成 26 年度 目標値
日中保護者のいない小学校低学年児童の健全な育成及び指導に資するため、遊びを主とする健全育成活動を行う児童クラブを設置する。	児童福祉課	実施か所数	↑	36 か所	40 か所
		利用登録児童数	↑	1,207 人	1,457 人
<再掲> 通常保育事業					
1-(2) 参照	児童福祉課 保育所	—	—	—	—
<再掲> 延長保育事業					
1-(2) 参照	児童福祉課 保育所	—	—	—	—
<再掲> 休日保育事業					
1-(2) 参照	児童福祉課 保育所	—	—	—	—

〈再掲〉 病児・病後児保育事業 (病児対応型・病後児対応型)	担当課等	指 標		平成 21 年度 現状値	平成 26 年度 目標値
1-(2)参照	児童福祉課 保育所	—	—	—	—
〈再掲〉 病児・病後児保育事業 (体調不良児対応型)					
1-(2)参照	児童福祉課 保育所	—	—	—	—
〈再掲〉 幼稚園預かり保育事業					
1-(2)参照	学務教職員課 市立幼稚園	—	—	—	—
〈再掲〉 認定こども園の支援 【新規・既存事業】					
1-(2)参照	児童福祉課	—	—	—	—
〈再掲〉 児童館管理運営事業					
1-(4)参照	児童福祉課	—	—	—	—
〈再掲〉 児童館整備事業					
1-(4)参照	児童福祉課	—	—	—	—
〈再掲〉 放課後子ども教室推進事業 【新規・既存事業】					
1-(4)参照	生涯学習課	—	—	—	—



施策の基本的方向 6 子どもの安全の確保

実施施策(1) 子どもの交通安全の確保

子ども等を交通事故から守るため、交通マナーの習得など交通安全教育の徹底により、交通事故防止対策を推進します。

[評価指標]

評価指標		平成 21 年度 現状値	平成 26 年度 目標値
市内での幼児・小中学生における交通事故発生件数	↓	82 件	70 件

[具体事業]

No.104 交通安全対策事業	担当課等	指 標	平成 21 年度 現状値	平成 26 年度 目標値
小中学校の児童生徒に対し、安全な歩行や自転車の乗り方等の指導を行い、交通安全のルールやマナーを遵守する態度を身につける。	学校教育課	交通安全教育の実施率 →	100.0%	100.0%
No.105 交通安全教室開催事業				
交通安全に関する知識の普及と安全に行動できる実践的な力を身につけることを目的とし、幼稚園、保育園、小中学校等を対象とした交通安全教室を開催する。	市民活動推進課	開催回数 → 参加者数 →	268 回 35,055 人	268 回 35,055 人
No.106 交通指導員活動事業				
子どもが交通事故に遭うことを防ぐため、通学路の登下校（園）時及び町内会・子供会等の行事、並びに交通安全教室等において交通指導員による交通安全指導を実施する。	市民活動推進課	活動延日数 → 交通指導員数 →	26,930 日 173 人	26,930 日 173 人

実施施策(2) 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進

子どもを犯罪等の被害から守るため、警察等関係機関との情報交換や連携、消費者被害等の情報提供に努めるとともに、少年非行の未然防止と早期発見、指導を行い、子どもが犯罪等に巻き込まれないよう活動を行います。

[評価指標]

評価指標		平成 21 年度 現状値	平成 26 年度 目標値
補導件数	↓	74 件	*150 件
刑法犯少年件数	↓	241 件	*282 件

[具体事業]

No.107 出前！消費者講座事業	担当課等	指 標		平成 21 年度 現状値	平成 26 年度 目標値
中学・高校、各 P T A 等に赴き、携帯電話トラブル、悪質商法などの消費者被害防止のための啓発を行い、健全な消費生活が営めるよう支援する。	消費生活センター	消費者講座 受講人数	→	10,000 人	10,000 人
<再掲> 街頭補導活動					
3-(4) 参照	少年センター	—	—	—	—
<再掲> 少年相談活動					
3-(4) 参照	少年センター	—	—	—	—

実施施策(3) 子どもの安全対策

子どもを取り巻く環境から危険を排除し、子どもの安全を守るための環境づくりを進めます。全庁の各部署において取り組むべき課題を把握し、ハード・ソフト両面から総合的に取り組みます。

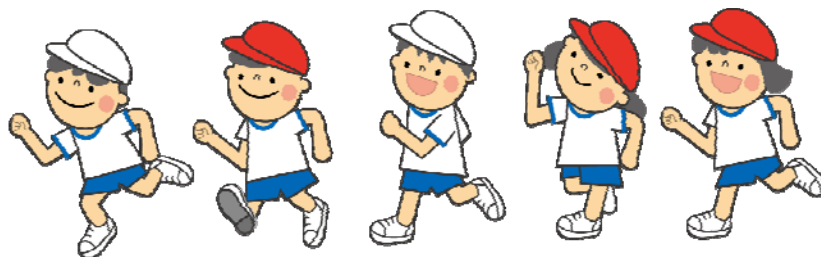
[評価指標]

評価指標		平成 21 年度 現状値	平成 26 年度 目標値
公園や小中学校の遊具等が要因となった子どもの事故件数	→	0 件	0 件

[具体事業]

No.108 児童安全環境づくり事業	担当課等	指 標		平成 21 年度 現状値	平成 26 年度 目標値
地域の児童の安全環境づくりの啓発を図るため、盛岡市母親クラブ連絡協議会に事業を委託しフォーラム等の事業を実施する。	児童福祉課	事業参加人数	↑	160 人	200 人
No.109 地域ぐるみの学校安全対策事業 【新規・既存事業】					
地域のボランティアを活用し、地域社会全体で学校安全に取り組む体制を整備するとともに、登下校時の安全を見守るスクールガードや交通安全教室の開催など安全安心な学校が確立されるよう取組を行う。	学校教育課	登下校時の交通事故件数	↓	11 件	9 件
		登下校時の不審者情報件数	↓	69 件	63 件
No.110 河川等維持管理事業					
ネットフェンス等の設置及び補修を推進することにより、河川・水路への転落防止について、より一層の安全を確保する。	都市河川課	整備延長	↑	10m	250m
No.111 盛岡市立小学校及び幼稚園遊具保守点検事業					
遊具の安全管理に関しては、定期的に学校等で実施しているが、より確実な点検を専門業者に委託して実施する。	総務課 (教育委員会)	点検実施施設数	→	50 施設	50 施設
No.112 遊具修繕事業					
遊具の修繕及び保守点検により修繕が必要とされる遊具の改修を実施する。	総務課 (教育委員会)	改修済遊具数/改修必要遊具件数(156基)	↑	51.0%	100.0%
No.113 小中学校危険樹木診断整備事業					
小中学校の樹木について、専門家により樹勢の診断を行い、その結果、倒木の恐れ等の危険性を指摘された樹木について伐採・剪定等の整備を実施する。	総務課 (教育委員会)	樹木整備実施済み樹木の割合	↑	—	100.0%
		樹木診断実施済小中学校数	↑	0 校	69 校
<再掲>児童館管理運営事業					
1-(4) 参照	児童福祉課	—	—	—	—
<再掲>児童館整備事業					
1-(4) 参照	児童福祉課	—	—	—	—

＜再掲＞放課後子ども教室推進事業 【新規・既存事業】	担当課等	指 標		平成 21 年度 現状値	平成 26 年度 目標値
1-(4) 参照	生涯学習課	—	—	—	—
＜再掲＞ 公園等維持管理事業					
4-(2) 参照	公園みどり課	—	—	—	—
＜再掲＞ 通学路安全強化促進事業					
4-(3) 参照	道路管理課	—	—	—	—
＜再掲＞ 通学路夜間安全対策促進事業					
4-(3) 参照	道路管理課	—	—	—	—
＜再掲＞放課後児童健全育成事業 (地域児童クラブ等運営事業)					
5-(2) 参照	児童福祉課	—	—	—	—



施策の基本的方向 7 保護を必要とする子どもへの取組の推進

実施施策(1) 児童虐待防止対策の充実

児童虐待の未然防止、また早期発見のために、子どもの養育に関する相談への助言を行うとともに、関係機関で構成する連絡会議にて支援体制の充実を図ります。

また、乳幼児期の家庭訪問を通じて適切な助言、指導、情報提供を行うとともに、養育支援が必要な家庭の把握に努め、適切な支援につなげます。

[評価指標]

評価指標		平成 21 年度 現状値	平成 26 年度 目標値
虐待相談が解決した割合	↑	35.0%	38.5%

[具体事業]

No.114 児童養育支援活動事業 (児童虐待防止ネットワーク)	担当課等	指 標		平成 21 年度 現状値	平成 26 年度 目標値
児童虐待防止と早期発見に努めること及び養育の悩みの解決支援を図るため、市内の保健・医療・福祉・教育委員会・警察・児童養護施設などの関係機関推薦者で構成する連絡会議を開催し、具体的な虐待や養育の悩み等の事例検討や虐待の情報交換を行う。	児童福祉課	会議開催回数	→	5 回	5 回
		虐待の実相談件数	→	130 件	130 件
<再掲> 乳児家庭全戸訪問事業					
【新規・既存事業】					
1-(1)-①参照	健康推進課 (保健所) 健康福祉課 (玉山事務所) 児童福祉課	—	—	—	—
<再掲> 家庭相談員活動事業					
1-(1)-④参照	児童福祉課	—	—	—	—

実施施策(2) ひとり親家庭の自立支援の推進

母子及び寡婦福祉法で策定が定められている「母子家庭及び寡婦自立促進計画」について、本項を「ひとり親家庭等自立促進計画」として定めます。

なお、この計画において「ひとり親家庭等」とは、母子家庭及び寡婦並びに父子家庭をいうものです。

ひとり親家庭等の親が自立した生活を営めるよう、相談機能の充実のほか、就業支援、経済的支援の充実を図ります。特に、父子家庭については、母子家庭に比べて支援体制が十分でないことから、関係機関と連携しながら必要な支援に適切につなげていきます。

また、従来からの各種子育て支援サービスに加えて、保育所入所や市営住宅入居の際の優遇への配慮など、ひとり親家庭等が安心して生活できるよう支援体制の充実に努めます。

さらには、ひとり親家庭等を対象にした支援事業の周知について充実を図り、利用を促進します。

[評価指標]

評価指標		平成 21 年度 現状値	平成 26 年度 目標値
母子家庭の就業支援事業参加人数	↑	21 人	54 人
母子家庭の就業支援事業により就業した割合	↑	47.6%	75.8%

[具体事業]

① 相談機能の充実

No.115 婦人相談事業	担当課等	指 標		平成 21 年度 現状値	平成 26 年度 目標値
様々な問題を抱えた女性の相談に対応し、問題解決に向けた適切な指導を行うほか、母子生活支援施設への入所などの保護を行う。	児童福祉課	相談延べ件数	→	900 件	900 件
No.116 母子自立支援員による相談・指導 【新規・既存事業】					
母子家庭や父子家庭の親、寡婦を対象に、生活等の相談に応じ、その自立に必要な情報提供及び指導を行う。	児童福祉課	相談延べ件数	↑	2,382 件	2,400 件
<再掲> 家庭相談員活動事業					
1-(1)-④参照	児童福祉課	—	—	—	—

② 就業支援対策の充実

No.117 母子家庭自立支援教育訓練給付金支給事業	担当課等	指 標		平成 21 年度 現状値	平成 26 年度 目標値
母子家庭の母親が就業に向けた資格取得等のために講座を受講した場合に、講座受講料の一部を支給する。	児童福祉課	支給人数	↑	7人	10人
		受給者のうち就業した母の割合	↑	42.9%	70.0%
No.118 母子家庭高等技能訓練促進費事業 【新規・既存事業】					
母子家庭の母親が就業に結びつく資格修得のために2年以上修業した場合に、訓練給付金を支給する。	児童福祉課	支給人数	↑	2人	8人
		受給者のうち就業した母の割合	→	100.0%	100.0%
No.119 母子家庭自立支援プログラム策定事業 【新規・既存事業】					
母子家庭の母の自立支援に向けたプログラムを策定し、ハローワークと連携して就業に結びつける。	児童福祉課	プログラム策定数	↑	12人	15人
		プログラムを策定したうち就業した母の割合	↑	41.7%	70.0%
No.120 母子家庭等就業・自立支援センター事業 【新規・平成 22 年度実施予定】					
母子家庭や父子家庭の親、寡婦を対象に、就業相談や就業情報の提供などの就業支援サービスのほか、養育費の相談など生活支援サービスを提供する。また、母子家庭の親及び寡婦を対象に就業支援講習会を実施する。	児童福祉課	就業した人数	↑	—	12人
No.121 ひとり親支援講座事業 【新規・既存事業】					
女性センター等において、母子家庭や父子家庭の親を対象に就業支援講座等を開催し、自立に向けた支援を行う。	男女参画国際課 女性センター	定員数	↑	15人	20人

③ 子育て・生活環境の整備

No.122 母子生活支援施設管理運営事業	担当課等	指 標		平成 21 年度 現状値	平成 26 年度 目標値
母子家庭等の母子等を入所させ、保護するとともに、自立の促進のために生活を支援する。	児童福祉課	年間措置世帯数	→	36 人	36 人
No.123 母子家庭等日常生活支援事業 【新規・既存事業】					
母子家庭や父子家庭の親、寡婦が、疾病などの事由により一時的に生活援助や保育サービスが必要な場合に、支援員を派遣する。事業の実施主体は県、事業の周知と利用登録の申請受付を市が行う。	児童福祉課	登録人数	↑	60 人	80 人
<再掲> 通常保育事業					
1-(2) 参照	児童福祉課 保育所	—	—	—	—
<再掲> 市営住宅維持管理事務事業					
4-(1) 参照	建築住宅課	—	—	—	—

④ 経済的支援の充実

No.124 母子・寡婦福祉資金貸付事業	担当課等	指 標		平成 21 年度 現状値	平成 26 年度 目標値
母子家庭の母や寡婦の自立を図るための資金や子どもの就学（高校・大学・専修学校等）のための資金など、生活の安定と向上及び子どもの健やかな成長を図るため資金の貸し付けを行う。	児童福祉課	新規貸付件数	→	85 件	85 件
No.125 母子家庭等医療費給付事業					
母子家庭の母子等の適正な医療を確保し、心身の健康の保持と生活の安定を図ることに、福祉の増進に寄与することを目的として、医療費等を給付する。	医療給付課	受給者証申請率	↑	90.5%	100.0%
No.126 児童扶養手当支給事業					
母子家庭の母等の世帯の経済的安定と自立の促進を図るため、児童扶養手当を支給する。	児童福祉課	受給資格者の人数	→	2,557 人	2,557 人
<再掲> 要保護・準要保護児童生徒就学援助事業					
1-(1)-③参照	学務教職員課	—	—	—	—

実施施策(3) 障がい児施策の充実

発達に遅れや障がいのある子どもが地域で安心して生活できるように、保健、医療、福祉、教育部門の連携による、総合的な支援の充実を図ります。

乳幼児期の健康診査で疾病や疾病リスクの早期発見に努めるとともに、疾病の発生予防に結びつける機会とします。また、障がいのある子どもとその親に対しては、日常生活を支援するため、各種手当や日常生活用具の給付等を行います。

さらに、学習障がい（LD）や、注意欠陥多動性障がい（ADHD）等の発達障がいの児童生徒については、障がいの状態に応じて、その可能性を最大限に伸ばし自立に必要な力を培うため、適切な教育的支援を行います。

[評価指標]

評価指標		平成 21 年度 現状値	平成 26 年度 目標値
18 歳未満の障がい福祉サービス受給者数／障害者手帳所持者数(身体・療育・精神)	↑	45.9%	50.0%

[具体事業]

No.127 重度心身障がい者医療費給付事業	担当課等	指 標		平成 21 年度 現状値	平成 26 年度 目標値
障がい者の適正な医療を確保し、心身の健康の保持と生活の安定を図ることにより、福祉の増進に寄与することを目的として、医療費等を給付する。対象者は①身体障害者手帳 1 級又は 2 級②特別児童扶養手当 1 級③障害基礎年金 1 級④療育手帳 A のいずれかに該当する者。	医療給付課	受給者証申請率	↑	98.4%	100.0%
No.128 中度身体障がい者医療費給付事業					
中度身体障がい者の適正な医療を確保し、心身の健康の保持と生活の安定を図ることにより、福祉の増進に寄与することを目的として、医療費等を給付する。対象者は身体障害者手帳 3 級又は 4 級に該当する者（ただし 4 級は所得制限あり）。	医療給付課	受給者証申請率	↑	99.7%	100.0%

No.129 ひまわり学園管理運営事業	担当課等	指 標		平成 21 年度 現状値	平成 26 年度 目標値
知的障がい児を保護者のもとから通園させ保護するとともに、日常生活に必要な知識や技能を与え、また集団生活に適応できるよう指導を行い、障がい児の成長の助長を図る。	障がい福祉課	延べ利用者数	↑	9,052 人	10,800 人
No.130 母子通園事業					
心身の発達が遅滞傾向にあると思われる乳幼児に対し、早期訓練を行うとともに保護者に対して障がいについての正しい理解と訓練の方法を指導する。	障がい福祉課	延べ利用者数	↑	2,016 人	2,400 人
No.131 おもちゃ図書館整備事業					
ひまわり学園の中に設置しているおもちゃ図書館において、心身障がい児の知能・感覚・運動機能の発達を促す。(毎月第1, 第3土曜日開館)	障がい福祉課	延べ利用者数	↑	70 人	96 人
No.132 心身障害児居宅生活支援事業					
在宅の障がい児及びその保護者に対し、ホームヘルパーの派遣、デイサービス、短期入所の利用に係る居宅生活支援費の支給を行う。	障がい福祉課	利用者数	↑	306 人	336 人
No.133 身体障害者居宅生活支援事業 (身体障害児補装具給付, 日常生活用具給付)					
障がい児に対し、身体の障がいの部分を補うための補装具に要する費用の支給、もしくは生活の利便を図るための日常生活用具の給付を行う。	障がい福祉課	延べ利用者数	↑	860 人	900 人
No.134 特別障害者手当等給付事業 (障害児福祉手当の給付)					
20歳未満で、日常生活において常時介護が必要な重度の障がいを有する児童に対し、障害児福祉手当を支給する。	障がい福祉課	延べ受給者数	↑	1,940 人	1,950 人
No.135 特別児童扶養手当支給事業					
精神や身体に障がいのある 20 歳未満の児童を養育している父母、または養育者に特別児童扶養手当を支給する。	障がい福祉課	受給者数	↑	579 人	600 人

No.136 特別支援教育事業	担当課等	指 標		平成 21 年度 現状値	平成 26 年度 目標値
小中学校における障がいのある児童生徒の望ましい就学の場（特別支援学校・学級，通常の学級）の判断を行う。	学校教育課	判断と同様の就学をした児童生徒の割合	↑	84.4%	89.4%
<再掲> 乳幼児総合診査事業					
2-(1) 参照	健康推進課 (保健所) 健康福祉課 (玉山事務所)	—	—	—	—



第5章 計画の評価と推進

1 計画の評価

計画の実施状況は、定期的に盛岡市社会福祉審議会児童福祉専門分科会に報告して把握・点検し、評価された結果をその後の施策の実施や計画の見直し等に反映させていきます。

なお、本計画の内容や進捗状況、計画の把握・点検の結果については、市ホームページなどで広く市民に周知しながら、わかりやすい情報提供に努めます。

2 計画の推進

少子化対策は、児童福祉や母子保健の分野だけでなく、教育や商工労働、男女共同参画、住宅、道路、公園等のまちづくりなど多様な分野にわたる課題であり、各部署における取組とともに、互いに連携した総合的な取組が必要です。これまで本市では、少子化対策の推進に向けた部局横断的な組織として「次世代育成支援事務局」を庁内に設置して、計画を推進してきました。今後も、事務局機能をさらに強化し、推進体制を整備していきます。

また、市内の子育て支援に関わるボランティアやNPOなどの住民組織や児童相談所、保健所、教育機関、警察等関係機関との連携をより一層図りながら計画を推進します。

さらに、計画期間中も今後の社会情勢の変化を的確に捉え、新たな課題を把握しながら、柔軟で実効性のある計画の推進に努めます。

[計画の評価と推進]

